

堺市障害者スポーツ団体競技登録について

- 1 団体登録の対象となる競技は下記のとおりです。
 - ・身体障害者 車いすバスケットボール（肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第8部第3条の規定に該当する者。）、グラウンドソフトボール（視覚障害者のみ。）、男子・女子バレーボール（聴覚障害者のみ。）、
 - ・知的障害者 男子・女子バスケットボール、ソフトボール、男子・女子バレーボール、サッカー、フットベースボール
 - ・精神障害者 バレーボール

- 2 団体登録の対象となるチームは下記のとおりです。
 - ・身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている堺市内に現住所を有する13歳以上の者及び堺市内の学校、施設に通学、入所・通所している13歳以上の者のみで構成されたチーム。
 - ・知的障害者 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている、またはその取得の対象に準じている堺市内に現住所を有する13歳以上の者及び堺市内の学校、施設に通学、入所・通所している13歳以上の者のみで構成されたチーム。
 - ・精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、またはその取得の対象に準じている堺市内に現住所を有する13歳以上の者及び堺市内の学校、施設に通学、入所・通所している13歳以上の者のみで構成されたチーム。

- 3 登録に必要な書類は下記のとおりです。下記の書類を堺市立健康福祉プラザスポーツセンターへ提出してください。
 - ・堺市障害者スポーツ団体競技登録申請書（様式第1号）
 - ・チームの名簿

- 4 申請した内容に変更が生じた場合は、堺市障害者スポーツ団体競技登録変更申請書（様式第2号）を提出してください。チームの名簿に変更が生じた場合は、最新の名簿も添付してください。